

二 購入又は取用に係る漁港整備財産については、その種類ごとの購入価格又は補償金額
 三 得喪変更（管理の委託を含む。）の年月日及び理由
 四 その他必要な事項

二 前項の漁港整備財産台帳は、国有財産法第三十二條に規定する台帳に代わるものとし、その様式は、農林水産大臣が財務大臣と協議して定める。
 （管理の委託の手続）

第七條 法第二十四條の二第二項の規定により同項の土地又は工作物で国有財産法第三條第二項第二号の公共用財産であるもの（以下「漁港施設財産」という。）の管理（維持、保存及び運用をいうものとし、これらのためにする改築、増築等を含む。以下第十七條までにおいて同じ。）を漁港管理者に委託するには、両当事者の協議により次に掲げる事項を定めなければならない。
 一 管理を委託する漁港施設財産の所在、種類、構造及び規模
 二 移管の年月日
 三 管理の方法
 四 委託の条件
 五 その他必要な事項
 （管理責任の移転の時期）

第八條 漁港施設財産の管理の委託を受けた者（以下「管理受託者」という。）は、前條の規定により定められた同條第二号の移管の日以後その管理の責に任ずる。
 （引継）

第九條 農林水産大臣は、第七條の規定により定められた同條第二号の移管の日、農林水産省の職員を管理受託者と実地に立ち会わせて、その者に当該漁港施設財産を引き継がせなければならない。
 （管理受託者の義務）

第十條 管理受託者は、受託に係る漁港施設財産をその用途又は目的に応じて善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
 二 管理受託者は、受託に係る漁港施設財産について、水害、火災、盗難その他の災害の発生防止に努めるものとし、これらの災害が発生したときは、直ちに当該漁港施設財産の保全のため必要な措置を講じなければならない。
 （滅失等の場合の報告）

第十一條 管理受託者は、天災その他の事故により受託に係る漁港施設財産が滅失し、又は損傷

したときは、遅滞なく、左に掲げる事項を書面で農林水産大臣に報告しなければならない。
 一 当該漁港施設財産の所在及び種類
 二 被害の状況
 三 滅失又は損傷の原因
 四 損害見積額及び復旧可能のものについては復旧費見込額
 五 当該漁港施設財産の保全又は復旧のためとした応急措置
 （改築等の制限）

第十二條 管理受託者は、受託に係る漁港施設財産の原形に変更を及ぼす改築、増築等又は除却を受けなければならない。
 （管理台帳）

第十三條 管理受託者は、受託に係る漁港施設財産について左に掲げる事項を記載した管理台帳をその事務所に備えておかなければならない。
 一 所在
 二 種類
 三 構造及び規模
 四 受託の年月日
 五 その他必要な事項

第十四條 管理受託者は、前項の管理台帳に記載事項に変更があったときは、その都度、変更に係る事項を当該管理台帳に記載しなければならない。
 （管理費の負担等）

第十五條 管理受託者は、受託に係る漁港施設財産の管理に必要な費用を負担しなければならない。
 二 受託に係る漁港施設財産の管理により生ずる収入は、管理受託者に帰属する。
 （管理状況の報告）

第十六條 農林水産大臣は、必要があると認めるときは、委託に係る漁港施設財産の管理の状況に関し、農林水産省の職員に監査させ、又は管理受託者から報告を徴することができる。
 （標識の設置）

第十七條 農林水産大臣（管理を委託した漁港施設財産については管理受託者）は、漁港整備財産である土地について、その境界を明らかにする標識を設置しなければならない。

第十八條 漁港整備財産に関し利害関係を有する者は、無償で第六條第一項の漁港整備財産台帳又は第十三條第一項の管理台帳の閲覧を求めることができる。
 （申請等の経由手続）

第十九條 管理受託者（都道府県を除く。）がこの政令又はこの政令に基く命令の規定により農林水産大臣に対してする承認の申請又は報告は、当該申請又は報告に係る漁港施設財産の所在地を管轄する都道府県知事を経由してしなければならない。
 （漁港管理規程の必要的記載事項等）

第二十條 法第三十四條第一項の規定により漁港管理規程において定めなければならない事項は、次に掲げる事項とする。
 一 漁港管理者の管理する漁港施設のうち法第三條第一号に掲げる施設並びに同條第二号イ及びハに掲げる施設（同号ハに掲げる施設については、公共施設用地に限る。）の維持、保全及び運営に関する事項
 二 漁港管理者の管理する漁港施設のうち法第三條第一号に掲げる施設又は同條第二号イに掲げる施設について法第三十五條に規定する利用料等の利用の対価を徴収する場合にあつては、その利用料等の利用の対価の料率に関する事項
 三 漁港の区域内の水域の利用を著しく阻害する行為の規制に関する事項

第二十一條 法第三十九條の二第六項の政令で定める事項は、次に掲げるものとする。
 一 保管した工作物又は船舶、自動車その他の物件（以下「工作物等」という。）の名称又は種類、形状及び数量
 二 保管した工作物等の放置されていた場所及び当該工作物等の保管を始めた日時
 三 当該工作物等の保管を始めた日時及び保管の場所
 四 前三号に掲げるもののほか、保管した工作物等を返還するため必要と認められる事項

（工作物等を保管した場合の公示の方法）
 第二十二條 法第三十九條の二第六項の規定による公示は、次に掲げる方法により行わなければならない。
 一 前条各号に掲げる事項を、保管を始めた日から起算して十四日間、当該漁港管理者の事務所に掲示すること。
 二 前号の公示の期間が満了しても、なお当該工作物等の所有者、占有者その他当該工作物等について権原を有する者（第二十六條において「所有者等」という。）の氏名及び住所を知ることができないときは、前条各号に掲げる事項の要旨を公報又は新聞紙に掲載すること。

第二十三條 法第三十九條の二第七項の規定による工作物等の価額の評価は、当該工作物等の購入又は製作に要する費用、使用年数、損耗の程度その他当該工作物等の価額の評価に関する事情を勘案してするものとする。この場合において、漁港管理者は、必要があると認めるときは、工作物等の価額の評価に関し専門的知識を有する者の意見を聴くことができる。
 （保管した工作物等を売却する場合の手続）

第二十四條 法第三十九條の二第七項の規定による保管した工作物等の売却は、競争入札に付して行わなければならない。ただし、競争入札に付しても入札者がない工作物等その他競争入札に付することが適当でないとして認められる工作物等については、随意契約により売却することができる。
 第二十五條 漁港管理者は、前条本文の規定による競争入札のうち一般競争入札に付そうとするときは、その入札期日の前日から起算して少なくとも五日前までに、当該工作物等の名称又は種類、形状、数量その他農林水産省令で定める事項を当該漁港管理者の事務所に掲示し、又はこれに準ずる適当な方法で公示しなければならない。
 二 漁港管理者は、前条本文の規定による競争入札のうち指名競争入札に付そうとするときは、なるべく三人以上の入札者を指定し、かつ、そ

附 則 (平成一九年五月三〇日政令第一七二号)

この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一九年八月一〇日政令第二五七号)

この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二〇年一〇月二二日政令第三二〇号)

この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二二年四月七日政令第一一七号)

この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二三年三月三一日政令第七四号)

(施行期日)

第一条 この政令は、平成二十三年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 この政令による改正後の第四条第一項の表の規定は、平成二十三年度以降の年度の予算に係る国の補助について適用し、平成二十二年度の歳出予算に係る国の補助で平成二十三年度以降の年度に繰り越されたものについては、なお従前の例による。

附 則 (平成二九年三月三一日政令第八四号)

この政令は、平成二九年四月一日から施行する。

附 則 (平成三一年三月二九日政令第一一一号)

この政令は、平成三十一年四月一日から施行する。

附 則 (令和四年三月二五日政令第一〇三号)

この政令は、令和四年四月一日から施行する。